



## 【見附市単独】新型コロナウイルス感染症対策事業

# 「新サービス等コラボ支援補助金」のご案内

コロナ禍の中、2社以上の異業種や同業種の事業者が共同で事業を行い、商品サービスの付加価値の向上やお互いの顧客を共有するなど、更なる顧客の獲得に向けた取り組みに挑戦する事業者を補助します。

## 1. 対象者

見附市内に事業所を有している中小企業者・個人事業主 等

## 2. 対象となる事業

見附市内の**事業者2社以上**で取り組む事業であり、次の①～③にあてはまること

- ①市民向けの新製品（新サービス）であること。
- ②事業として今後も成り立っていくこと。売上の見込があること。
- ③イベントなどの単発の物ではなく、事業者お互いの継続した利益になること。

対象となる事業	対象外となる事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・タクシー会社 × 飲食業「タクシーデリバリー」</li><li>・不動産業 × 建設業「空き家管理サービス」</li></ul> <p>※最終的に新商品（新サービス）が成果品として目に見えた形になること。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・期間限定の取組（イベント、スタンプラリー）</li><li>・他社から既存品を仕入れてセット販売</li><li>・他社への業務発注（チラシ作成、店舗改装）</li></ul>

## 3. 対象経費

交付決定後、事業開始に伴って発生した経費で以下にあてはまるもの

- ①新製品（新サービス）の企画、開発、試作にかかる取組経費  
（原材料購入費、機械装置のリース、外部事業者への委託費、試作品の品質検査 等）
- ②新製品（新サービス）の販売活動にかかる経費  
（消耗品費、印刷製本費、広告費、ネット販売システム導入費 等）

## 4. 補助額

補助対象経費（消費税除く）の **10/10**（千円未満切り捨て） 上限 **50万円**

## 5. 申請期間

令和3年3月15日（月）～ 令和3年6月30日（水） ※郵送提出の場合は、当日消印有効

## 6. 申請に必要な書類

- ①新サービス等コラボ支援補助金交付申請書
- ②補助対象経費が確認できる資料（見積書の写しなど）

※予算額に達し次第、受付を終了します。

## 7. 申請方法

申請に必要な書類①～②を用意し、下記まで郵送で提出いただくか、窓口までご持参下さい

## 8. 補助金交付までの流れ

- ①「新サービス等コラボ支援補助金交付申請書」を提出してください
- ②申請書の内容を確認し、補助金交付決定通知書を送付します
- ③事業が完了した後、実績報告書を提出してください（提出期限：令和3年12月28日まで）
- ④報告書の内容を確認し、補助金を交付します

<お問い合わせ先>

※申請に伴う詳しい詳細は、交付申請要領をご覧ください。

**担当** 〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市 地域経済課 産業企画係

**電話** 0258-62-1700（内線：230） **MAIL** [chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp)